


所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえて、本条例を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①個人情報の定義の明確化 法改正により、個人情報の定義が明確化され、身体的特徴を電子的に変換した符号及び個人に割り当てられた公的な番号が「個人識別符号」として新たに位置付けられたことを踏まえ、第2条第2号及び第3号、第16条第2号並びに第17条第2項を改める。</p> <p>②要配慮個人情報の規定整備 法改正により、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が「要配慮個人情報」として新たに位置付けられたことを踏まえ、第2条第4号及び第6条第2項を改める。</p> <p>③所要の改正（用語の常用漢字化、号ずれ） 第1条、第2条、第5条、第8条及び第11条を改める。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報の定義がより明確になるとともに、要配慮個人情報の規定の整備により、一層の個人情報保護を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年5月 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正。 平成30年1月 文書課において審査済み。 平成30年1月 東大和市個人情報保護審議会へ本改正について諮問し、承認済。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。